特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
22	母子保健法に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大東市は、母子保健法に関する事務の特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし

評価実施機関名

大東市長

公表日

令和8年10月9日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健法に関する事務
②事務の概要	母子保健法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）（以下「番号法」という。）に基づき特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨に関する事務 ②新生児の訪問指導の実施に関する事務 ③健康診査の実施又は健康診査の実施もしくは健康診査を受けることの勧奨に関する事務 ④妊娠の届け出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 ⑤母子健康手帳の交付に関する事務 ⑥妊産婦の訪問指導の実施又は診察を受けることの勧奨に関する事務 ⑦低体重児の届け出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 ⑧未熟児の訪問指導の実施に関する事務 ・窓口、電話、郵送、電子メール、マイナポータルサービス検索・電子申請機能、マイナポータルのお知らせ機能にて書類の受領、内容確認や通知等を行う。
③システムの名称	母子管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバシステム、マイナポータルサービス検索・電子申請機能

2. 特定個人情報ファイル名
母子保健情報ファイル、マイナポータルサービス検索の電子申請機能からの申請ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表の70の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（情報提供の根拠）： ・番号法第19条第8号 ・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の95及び第97条 （情報照会の根拠）： ・番号法第19条第8号 ・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の95及び96の項並びに第97条及び第98条 （委託先への提供） ・番号法第19条第6号	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉・子ども部　こども家庭室
②所属長の役職名	こども家庭室課長

6. 他の評価実施機関
なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号574-0028　大東市幸町8番1号　大東市福祉・子ども部　こども家庭室　電話072-874-2766

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号574-0028　大東市幸町8番1号　大東市福祉・子ども部　こども家庭室　電話072-874-2766

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　　基礎項目評価書　　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[　]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[　]接続しない（入手）　[　]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		**[　　]人手を介在させる作業はない**
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	複数人での確認を行い、上司による最終確認を行った上でマイナンバーが紐づけされた情報を照会し、その記録を残している。	

9. 監査		
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　［　 ］ 内部監査　［　 ］ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　十分に行っている　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**［　］全項目評価又は重点項目評価を実施する**	
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	［　十分である　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	本人確認書類として提示を受けた場合は、必要に応じて写しをもらい原本は複写後すぐに本人に返却することで紛失を防止している。	

変更箇所

変更箇所	項番	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年8月1日	5. 評価実施機関における照会部署 2.担当者の根拠	熊本 孝	伊藤 晴人	事後	
令和5年8月1日	5. 評価実施機関における照会部署 2.担当者の根拠	伊藤 晴人	加角 晃子	事後	
令和7年8月1日				事前	再実施
令和8年1月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 （情報提供の根拠）：項番 70 （情報照会の根拠）：項番 70	番号法第19条第8号 別表第二 （情報提供の根拠）：項番69の2、70 （情報照会の根拠）：項番69の2、70	事前	変更
令和3年9月1日	［提供情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和3年3月8日	［ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務及び事務の概要	母子管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバシステム	母子管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバシステム、サービス検索・電子申請機能（ぴったりサービス）	事後	
令和3年3月8日	［ 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	母子保健情報ファイル	母子保健情報ファイル、マイポータルぴったりサービスの電子申請機能からの申請ファイル	事後	
令和3年3月8日	［ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務及び事務の概要	母子保健法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）（以下「番号法」という。）に基づき、以下の事務を行う。 ①保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨に関する事務 ②新生児の訪問指導の実施に関する事務 ③健康診査の実施又は健康診査の実施もしくは健康診査を受けることの勧奨に関する事務 ④妊娠の届け出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 ⑤母子健康手帳の交付に関する事務 ⑥妊娠届の届け出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 ⑦低体重児の届け出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 ⑧未熟児の訪問指導の実施に関する事務	母子保健法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）（以下「番号法」という。）に基づき、以下の事務を行う。 ①保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨に関する事務 ②新生児の訪問指導の実施に関する事務 ③健康診査の実施又は健康診査の実施もしくは健康診査を受けることの勧奨に関する事務 ④妊娠の届け出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 ⑤母子健康手帳の交付に関する事務 ⑥妊娠届の届け出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 ⑦低体重児の届け出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 ⑧未熟児の訪問指導の実施に関する事務 ・足立 電話、郵送、電子メール、マイポータルぴったりサービスのサービス検索・電子申請機能、マイポータルのお知らせ機能にて書類の受領、内容確認や通知等を行う。	事前	
令和3年3月8日				事前	再実施
令和3年3月8日	［関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番49	番号法第9条第1項 別表の70の項	事後	法改正に伴う根拠法令、条項の整理
令和3年3月8日	［関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 （情報提供の根拠）：項番69の2、70 （情報照会の根拠）：項番69の2、70	（情報提供の根拠）： ・番号法第19条第8号 ・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の95及び96の項 （情報照会の根拠）： ・番号法第19条第8号 ・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の95及び96の項	事後	法改正に伴う根拠法令、条項の整理
令和7年8月1日	［しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和1年8月1日 時点	令和7年7月1日 時点	事前	新様式に変更に伴い
令和7年8月1日	［リスク対策 8. 人手を介在させる作業		2)十分である 複数人での確認を行い、上司による最終確認を行った上でマイナンバーが紐づけされた情報を照会し、その回答を得ている。	事前	新様式に変更に伴い
令和7年8月1日	［リスク対策 11. 最も優先度が高い考えられる対策		4) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事前	新様式に変更に伴い
令和7年8月1日	［リスク対策 11. 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠		2)十分である 本人確認書類として提示を受けた場合は、必要に応じて写しをもらい原本は速やかに返却するなど個人に配慮することで総合的な判断をしている。	事前	新様式に変更に伴い
令和7年8月1日	［ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	（情報提供の根拠）： ・番号法第19条第8号 ・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の95及び96の項 （情報照会の根拠）： ・番号法第19条第8号 ・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の95及び96の項	（情報提供の根拠）： ・番号法第19条第8号 ・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の95及び96の項 （情報照会の根拠）： ・番号法第19条第8号 ・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の95及び96の項 ・番号法第19条第6号	事後	条項の整理
令和7年8月1日	［リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		2)十分である	事後	条項の整理に伴う
令和8年1月27日	［ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	母子保健法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）（以下「番号法」という。）に基づき、以下の事務を行う。 ①保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨に関する事務 ②新生児の訪問指導の実施に関する事務 ③健康診査の実施又は健康診査の実施もしくは健康診査を受けることの勧奨に関する事務 ④妊娠の届け出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 ⑤母子健康手帳の交付に関する事務 ⑥妊娠届の届け出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 ⑦低体重児の届け出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 ⑧未熟児の訪問指導の実施に関する事務 ・足立 電話、郵送、電子メール、マイポータルぴったりサービスのサービス検索・電子申請機能、マイポータルのお知らせ機能にて書類の受領、内容確認や通知等を行う。	母子保健法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）（以下「番号法」という。）に基づき、以下の事務を行う。 ①保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨に関する事務 ②新生児の訪問指導の実施に関する事務 ③健康診査の実施又は健康診査の実施もしくは健康診査を受けることの勧奨に関する事務 ④妊娠の届け出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 ⑤母子健康手帳の交付に関する事務 ⑥妊娠届の届け出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 ⑦低体重児の届け出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 ⑧未熟児の訪問指導の実施に関する事務 ・足立 電話、郵送、電子メール、マイポータルぴったりサービスのサービス検索・電子申請機能、マイポータルのお知らせ機能にて書類の受領、内容確認や通知等を行う。	事前	
令和8年1月27日	［ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	母子管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバシステム、サービス検索・電子申請機能（ぴったりサービス）	母子管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバシステム、マイナポータルサービス検索・電子申請機能	事前	
令和8年1月27日	［ 関連情報 1. 特定個人情報ファイル名	母子保健情報ファイル、マイナポータルぴったりサービスの電子申請機能からの申請ファイル	母子保健情報ファイル、マイナポータルサービス検索の電子申請機能からの申請ファイル	事前	
令和8年1月28日	［ 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	保健医療部 地域保健課	福祉・子ども部 こども家庭室	事後	
令和8年1月28日	［ 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	地域保健課長	こども家庭室課長	事後	
令和8年1月28日	［ 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	郵便番号574-0023 大東市谷町1番1号 大東市保健医療部地域保健課 電話072-874-0300	郵便番号574-0023 大東市谷町3番1号 大東市福祉・子ども部 こども家庭室 電話072-874-2760	事後	
令和8年1月28日	［ 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ 連絡先	郵便番号574-0023 大東市谷町1番1号 大東市保健医療部地域保健課 電話072-874-0300	郵便番号574-0023 大東市谷町3番1号 大東市福祉・子ども部 こども家庭室 電話072-874-2760	事後	